

議案第65号

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び12月」を削り、「165.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の173.5」を加える。

第2条 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の165.5、12月に支給する場合においては100分の173.5」を「100分の182」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、区長等の期末手当の支給月数を改定する必要がある。